

御殿場高原ホテルBU(以下、当ホテルと称します)では、宴会・催事及び宴会場のご利用(以下、宴会場と称します)に関して、下記の通り規約をもうけておりますので予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

当ホテルが宴会等に関して締結する契約(以下、宴会等契約と称します)は、この規約によるものとさせていただきます。尚、この規約に定めのない事項につきましては、法令又は一般に確立された習慣によるものとさせていただきます。

#### 1. 宴会等契約のお申込みについて

当ホテルに宴会等契約のお申込みを賜る場合は、次の事項を確認させていただきます。

- ① 宴会等の主催者住所並びに宴会名
- ② 宴会等の開催日及び人数
- ③ 宴会等の内容
- ④ その他当ホテルが必要とする事項

#### 2. ご契約の成立について

宴会等の契約は当ホテルがご契約のお申込みを受託したときに成立するものとさせていただきます。

#### 3. ご契約のお取消について

##### (1) お客様よりのご契約お取消について

①お客様は当ホテルに通知の上、宴会等契約をお取消することができます。

②お客様の都合により宴会等契約の全部又は一部をお取消される場合には別表に掲げるところにより取消料金を申し受けます。尚、内金又は前払い金は別表に掲げる通りの取消料金に充当し、残額があればご返金いたします。

##### (2) 当ホテルよりの契約取消について

当ホテルは次の場合において、ご宴会のお申込みをお断りするか、又はすでにご契約いただいている宴会等契約を取消させていただきます。

①お客様及び宴会等への出席者が、法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると当ホテルが判断した場合、又は同行為をしたと認められたとき、及び他のお客様にご迷惑をかけると当ホテルが判断したとき。

②宴会等に関し、合理的な範囲を超える負担を認められたとき。

③天災その他やむをえない事情により宴会場を使用することができないとき。

④宴会場利用規約に定める事項に違反されたとき。

#### 取消料

宴会開催日の30日前まで・・・宴会等の見積金額(サービス料・税金除く)の15%。

ただし、すでに手配済みのものは実費を申し受けます。

宴会開催日の14日前まで・・・宴会等の見積金額(サービス料・税金除く)の30%。

ただし、すでに手配済みのものは実費を申し受けます。

宴会開催日の7日前まで・・・宴会等の見積金額(サービス料・税金除く)の50%。

ただし、すでに手配済みのものは実費を申し受けます。

宴会開催日の2日前まで・・・宴会等の見積金額(サービス料・税金除く)の80%。

ただし、すでに手配済みのものは実費を申し受けます。

宴会開催日の前日及び当日・・・宴会等の見積金額(サービス料・税金除く)の全額。

#### 4. 料金のお支払いについて

ご精算につきましては、当日宴会終了後のお支払いをお願い申し上げます。

尚、お車代等で当日に料金が明らかでないものにつきましては、後日に料金がわかり次第ご請求申し上げますので、お支払いいただきますようお願い申し上げます。

又、後日お支払いの場合は、請求書到着日より1週間以内に現金又は振込みにてお支払いいただきますようお願い申し上げます。

#### 5. 宴会時間と料金について

宴会等のご利用開始から終了までのご契約時間(以下、宴会時間と称します)は、所定の室料金をお支払いいただきます。宴会等の準備時間と撤去時間として宴会時間の前後のそれぞれ1時間は無料ですがこれを超過した場合は超過時間に応じて料金表による所定の追加料金を申し受けます。ただし、次の会場使用時間との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございます。

#### 6. 有料人数の確認について

料理等を用意する人数(以下、有料人数と称します)は、宴会等の開催日の前日の正午までに当ホテル担当係員にご通知ください。

それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも、お見積書通り有料人数分の料金を申し受けます。

尚、有料人数変更に関しては前日正午まで取消料は発生致しません。

有料人数の変更料について

宴会開催日の当日・・・変更の有料人数分の利用料100%。

#### 7. 装飾・余興等のご手配

宴会等に関する装飾、装花、音響、照明、余興、記念品等につきましては、当ホテルより各々の指定取り扱い会社に手配させていただきます。

お客様が当ホテルの指定する取り扱い会社以外の取り扱い会社に直接依頼される場合には、当ホテルに事前にご連絡をいただき当ホテル了解の後にお手配されますようお願い申し上げます。

#### 8. 直接ご依頼の取り扱い会社に対する説明について

当ホテルの了解のもとに直接お客様がご依頼された取り引き会社が行う宴会等に関連する装飾・余興等の機器及び材料の搬入・搬出又は看板等のサイズやその取り付け方法等の決定、或いは設置場所の設定につきましては、ホテルの美観・動線等を踏まえ一定のルールにのっとり実施していただきますよう当ホテルが取り扱い会社の方々にご説明申し上げます。

#### 9. 損害賠償について

お客様及びお客様側全ての関係者(出席者及びお客様が直接ご依頼された取り扱い会社を含みます)は、当ホテルの施設・什器備品等を損傷しないよう充分にご注意ください。

もし、施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復に関してホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理を行うか又はその損害賠償金をご負担していただきます。

#### 10. 禁止事項について

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮願います。

① 犬・猫・小鳥その他の愛玩動物・家畜類等の持ち込み

② 発火又は引火性の物品など危険物の持ち込み

③ 悪臭を発するものの持ち込み

④ 賭博等、風紀を乱す行為又は他のお客様のご迷惑になるような言動

⑤ 当ホテル備品の移動

⑥ ご予約時の使用目的以外のご使用

⑦ その他、法令で禁じられている行為

#### 11. 当ホテルよりの宴会等契約の拒否及び解約について

当ホテルは次の場合において、ご宴会等のお申込みをお断りするか、または既にご契約いただいている宴会等契約をお取消しさせていただきます。

尚、この場合、損害賠償等のお支払いはいたしかねますのでご了承ください。また、内金、前払金につきましては、既に手配済み実費諸費用を差し引いてご返金いたします。

(1)お客様及び宴会等への出席者が法令の規定、公序良俗に反する行為をする恐れがあると当ホテルが判断した場合。または同行為をしたと認められるとき、及び他のお客様にご迷惑をお掛けすると当ホテルが判断したとき。

(2)宴会等に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(3)上記1～10の約款に違反する場合、あるいはその恐れがある場合。

(4)お客様及び宴会等への出席者が、他のお客様に生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症者と明らかに認められる場合。

(5)天災地変、火災、暴動、官公署の命令、その他やむお得不い事情により会場を使用することが出来ない場合、あるいは宴会等の実施が不可能になる恐れが極めて大きい場合。

(6)契約者並びに会場のご出席者(主催者及びスタッフ等関係者を含む)の中に次の事由に該当する者がいると当ホテルが判断した場合。

①暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力(以下暴力団等という)。

②暴力団等が事業活動を支配する法人、その他の団体。

③法人でその役員のうちに暴力団等に該当する者がいるとき。

時之栖 御殿場高原ホテル宴会規約に同意します。

団体名 \_\_\_\_\_

ご宴会代表 \_\_\_\_\_